

禁門の変前後の薩摩藩による京都警衛について

—串木野郷士野元良図『上京日記』から—

町田剛士

はじめに

当館が収蔵する『野元良図就上京日記』（以下『上京日記』）は、串木野郷士野元良図が島津久光の率兵上京に先遣隊として従軍し、上京した際に記したもので、文久三（一八六三）年八月廿日から元治元（一八六四）年十月二十九日までの日記である。系図によれば野元家は代々串木野郷士で、所三役のうち、横目を務めた家柄である。野元良図は弥兵衛と称し、五十八才で明治十五年八月二十八日に没している。

この日記が書かれた時期は、京都において過激な攘夷思想をもつ長州藩士等と三条実美ら一部公卿が八月十八日の政変によって、京都の政局から排除され、その後薩摩藩が朝廷・幕府間の融和（公武一和）と雄藩連合のもと、新しい政治体制（参与会議・国是会議）を模索した時期である。翌文久四年（元治元年）一月、將軍家茂が二回目の上洛を果たし公武一和に向けての体制は整うものの、島津久光と一橋慶喜が横浜鎖港問題をめぐって対立、参与体制は解体し、久光は薩摩へ帰国した。その後、池田屋事件を契機に禁門の変が起こり、長州を破った幕府は権力の回復を企図し、第一次長州征討が計画されることとなる。

島津久光は、この文久・元治年間に三回上京しているが、一度目は国事周旋のため文久二（一八六二）年三月十六日鹿兒島を出発し、同年四月十七日に入京した。また、二度目は將軍家茂による初めてのの上洛の前

に松平慶永、山内容堂らが国是について話し合うため久光の上京を求めたので、久光は文久三年三月四日鹿兒島を兵を率いて出発し三月十四日入京した。しかしこのときは英国艦隊の薩摩来航が懸念されたため、四泊のみの滞京で十八日には京都を發ち四月十一日帰国する。²三度目は八月十八日の政変後、文久三年九月十二日、久光は約一五〇〇の兵を率いて鹿兒島を發し、十月三日に入京した。³

『上京日記』はこの三度目の上京についての記述であるが、この三度目の上京は紆余曲折を経ている。過激攘夷派が牛耳る京都政局の安定のため五月二十九日に久光上京の勅命が出されたが、生麦事件後の英国艦隊来航対策のために久光は薩摩を動けなかった。また、七月九日にも久光上京の勅命が出されていたが、三条実美らにより取り消された。その後近衛忠熙・忠房父子による上京依頼、松平慶永、黒田斉溥、有馬慶頼、細川慶順からの上京依頼もあり、薩英戦争後、英国艦隊の再来襲の見込みがないことを確認して久光は上京を決断する。

そこで八月十三日薩摩藩内に九月中旬に久光が上京すると布達した。そしてその直後、在京薩摩藩士の高崎正風らが中川宮と会津藩の協力を得、孝明天皇の了解のもと八月十八日の政変を実行する。⁴政変は成功したが、長州がいざ兵を率いて上京するであろうとの懸念が在京藩士にはあり、朝議も進まないで久光の上京が至急なされるよう重ねて国元の大久保利通に要望していた。朝議が進まないのは八月十八日の政変で

三条実美らが排除された後も、攘夷を望む公卿や大名は一勢力として京都に存在していたためだった。そして久光は一五〇〇余の兵を率いて九月十二日、鹿兒島を出発するが、その先遣隊として城下士と藩内数か郷の郷士に出軍が命ぜられた。

文久・元治年間における島津久光の上京や京都警衛のために動員を命じられた郷士の日記・記録が鹿兒島県内の郷士誌などで紹介されているが、本稿では野元良因による『上京日記』を一部翻刻し、薩摩藩の郷士がどのように動員され、京都での警衛を行ったか当時の政治情勢を踏まえながら概観してみたい。

以下、日記の月日と関係抄出分を「」書きとして抜粋し、その後に説明や当時の政治情勢等（文頭に○印）を付すことにする。なお解説に当たっては当用漢字を用い、適宜句読点を付した。変体仮名は普通の仮名に改めたが、多用される「而」「江」「者」などは残した。また闕字は一字あけとした。また、虫損などで判読しにくい文字は□とし、（○カ）とした。（ ）は筆者註とする。

※

※

※

「八月廿日〓此節御軍役御用ニ付東目筋より乗船ニ而上京被仰付候ニ付、三役之内壺両人書付相達次第出府いたし候様外人数之儀も早々差越候様御地頭島津主殿様より濟書相達候ニ付組頭金丸諸兵衛殿者夜白出府被致、我々人数之儀者明日出府いたし候而可然役々吟味相決候事」

○今回の軍役命令について東目筋より上京するよう地頭の島津主殿（永吉領主島津久儔）より、所三役のうち壺両人を鹿兒島に派遣するよう達しがあり、組頭金丸諸兵衛が鹿兒島へ出府し、横目の野元らは翌日鹿兒島に行くことが郷の合議により決まった。

「八月廿三日〓今日九ツ時分より南林寺江参詣いたし夫より弁天御台場戰場跡見物いたし、七ツ時分罷歸り候事」

○野元は串木野から鹿兒島に着き、七月の薩英戦争の戰場となった弁天台場を見物している。

「八月廿四日〓鉄砲箱三拾六、但壺組ニ付六箱ツ、什儀戦兵迄壺箱拾壺挺入、出水二組、阿久根壺組、高岡壺組、綾、穆佐右式ヶ郷壺組、市来、串木野、国分、曾於郡、帖佐、大口右六ヶ郷合壺組、右者此節就 御上京、諸郷御先手六組之人数自筒ハ御物御計を以御遣被下等候間、早々於所出来方可致旨被仰渡候ニ付、早々相調可被遣様当番方江問合申越候事」

○今回の出軍に関しては、先遣隊として各郷を六組に編成している。串木野は、市来、国分、曾於、帖佐、大口の六郷を合わせた一組に所属した。

「八月廿六日〓先日より余り長滞在ニ付一先中戻り致度段有曾申談御軍賦役伊地智庄治殿宅江拙者差越右之段御伺ひ申上候処、誰ぞ壺人も残被居候て随分中戻り被致候而来月朔日出立之間ニさへ逢い候得者、然可旨、致承知、直ニ罷歸り其段人数中江申聞候処、於其儀ニ者一夜泊りニ而罷歸り度粗申談候而入来氏、児玉氏、谷山氏、植村氏拙者同道ニ而横井辺迄差越候処、三郎様御出立日限近寄候哉之段風説承り候故、空敷問屋之様引返し候事

○鹿兒島に長く滞在しているため、一度串木野に戻りたいと軍賦役の伊地知正治へ相談した結果、伊地知は九月一日に間に合えばよいと承諾するが、串木野に戻る途中横井で久光の出立が近いことを聞きつけ宿所へ戻っている。同道の入来らは串木野郷の同役の者である。

「八月二十九日〓九月二日ニ被仰付置候処、御急キニ相成、明晦日当府
出立被仰渡候ニ付皆々荷作相仕廻、酒肴取寄出陣之賀致しるし候事」

○九月二日に出発と聞いていたが、予定が変わり、急遽翌晦日に鹿兒島
を出発するよう命ぜられたので、急ぎ荷作りし、出陣の祝賀を行って
いる。予定が早まったのはこの日、八月十八日の政変の詳報が鹿兒島にも
たらされたためである。⁹そして九月一日に家老川上式部より久光上京が
発布され、藩内に急ぎ出兵の準備をするよう達しがあった。今回の出軍
の陣容は「引率セラレタル兵ハ御城下七隊内一隊大砲、諸郷兵七隊大砲
此ノ人員上下千五百余名」であつた。¹⁰

野元らは、文久三年八月晦日鹿兒島を發つて東目筋を行き、美々津ま
では徒歩、美々津からは帆船に乗船して佐賀関に向かうが、風向きの関
係で船が進まず蒲江に滞留する。風待ちをしても順風が吹かないので海
路をあきらめ、陸路で蒲江から津久見に向かい、津久見から再び乗船し
佐賀関に到着している。佐賀関で久光を待ち受け、久光到着後は幕府か
ら三隻、越前藩から一隻、筑前藩から一隻から借り入れた蒸気船、薩摩
が長崎で購入した安行丸の六隻で兵庫へ到着する。¹¹兵庫から京都二本松
藩邸まで陸路で向かつている。

この間の動きをまとめると次のとおりである。

八月晦日 鹿兒島―重富―帖佐―国分

九月朔日 国分―敷根―福山―末吉―財部―都之城

二日 都之城―高城―去川関―高岡

三日 高岡―佐土原

四日 佐土原―高鍋―津野（都農）

五日 津野―美々津

六日―十一日 美々津を出帆―釜江（蒲江）
十二日―十七日 釜江で風待ち

十八日 釜江―轟―山之口―伊柳村―津久見

十九日 津久見―佐賀関

二十日―二十六日 佐賀関で久光到着を待つ

二十七日 佐賀関を蒸気船で出航

二十八日 讃岐国与島

二十九日 兵庫着船

十月朔日 兵庫―住吉―西之宮

二日 西之宮―瀬川町―郡山―芥川

三日 芥川―天王山―山崎―伏見―京都二本松邸

久光は芥川到着後、「実ハ長州人異変を生ズルモ難計模様ニ付、島津
主殿、伊集院平治、大久保一蔵、再三之願ニ依り前夜九ツ時分芥川立、
微行して鳥羽通ヨリ鳥丸通ニ出、朝五ツ時分二本松邸ニ着ス¹²」と、夜中
潜行しての京都入りだということを記している。十月九日忠義宛久光書
状では、長州人や浪士の襲撃に備え、この時久光は侍に交じり、提灯
も侍の紋をつけたものがかかげ、本乗物には影武者を乗せていたと伝
えている。¹³『上京日記』でも久光宿泊の本陣、周辺の辻を堅めるとい
う記述が見られる。当時八月十八日に失脚した長州藩士や吉村寅太郎らに
よる大和五條の変の鎮圧直後であり、過激派や残党との遭遇が懸念され
ていた。

再び『上京日記』より京都到着後の動きを追う。

「十月三日〓今晚七ツ時分御出立、我々共二者御後より差越候、天王山

之下を押通、八幡山を右ニ見なし、山崎町御小休ミ、夫より伏見御昼間、左候而惣人□御行列ニ而前後御供ニ而候、一番高岡物主上村直兵衛、二番阿久根物主高崎喜兵衛、三番綾、穆佐物主土師吉兵衛、四番串木野、市来、帖佐、曾於郡、大口、国府合而壱組物主町田孫一郎、夫より鹿兒島衆七組物主之面々騎馬ニ而候、七ツ半時分京都二本松御屋敷被為在御着候、我々共ニ者 近衛様御内御裏御殿江安着いたし相詰罷居候事」○伏見からは隊列を組み直し、各組を統括する物主（部隊長）は徒歩で、鹿兒島城下の七組の物主は騎馬で入京する。久光は二本松邸に入り、野元良図らは近衛邸に到着、そのまま近衛家の警衛に付いている。

久光の初めての率兵上京は文久二年四月十六日で一〇〇〇人余の兵を率いての入京であった。上京の目的は公武一和と幕政改革の実現であり、近衛忠房、中山忠能、正親町三条実愛の両議奏を通して孝明天皇に朝威振興と幕政改革について建白した。その結果、久光に禁裏守衛と浪士鎮撫の勅命が出され、その後の久光の命令による寺田屋事件の鎮圧により久光は孝明天皇の信頼を得た。無位無官で藩主でもない久光はここに滞京の大義名分を得ることとなり、同時に多数の兵を京都に駐屯させることが必要となった。これまでの錦小路藩邸は「狭隘」で多人数の人員を収容できなかったため薩摩藩は文久二年の冬、御所北側の相国寺敷地内に土地を購入し起工、文久三年秋に二本松屋敷屋敷を建造した。文久三年八月二十四日の時点ではまだ建設中であったが、今回の着京時には完成していた。¹⁴

近衛家の警衛に関する記述があるが、島津家はその出自からも近衛家との関係は深く、近世中期から両家は婚姻関係を結び、島津斉宣の娘、郁姫は久光の父、斉興の養女となり近衛忠熙の正室となっている。安政

三年島津斉彬が篤姫を將軍家定の御台所として入興させる際も近衛忠熙の養女とし將軍家定に嫁がせている。久光の初めての率兵上京の際も近衛家を頼って入京、朝廷への取次を依頼した。その後の薩摩藩の京都での運動は近衛家との関係に拠っている。

京都市中の取締りは京都所司代の任務であったが、孝明天皇は所司代の酒井忠義よりも久光の軍事力を頼みにした。このことは幕府と所司代の権威を著しく低下させることになった。これ以降、長州、土佐などの諸藩も上京し、京都での朝廷に対する周旋を活発化させ、京都警衛を命ぜられることとなった。長州藩には文久二年五月一日、世子毛利定広に浪士鎮撫の勅命が下され、藩主毛利敬親が七月二日入京、藩論を航海遠略策から破約攘夷に転換し朝廷への周旋を開始する。また、文久二年六月十一日に土佐藩主山内豊範に上京の朝命が出され、八月二十五日に入京、九月四日に山内容堂に京都警衛が命ぜられた。前後するが、同年閏八月一日には会津藩主松平容保が京都守護職に任命され、また、翌年三月の將軍家茂の上洛に供奉する米沢藩などの諸大名も上京し、京都警衛が命ぜられた。

しかしながら、京都において文久三年一月頃から過激派の志士たちによる公家の諸大夫・家司等への暗殺が多発し、脅迫に抗しきれなかった近衛忠熙らが職を辞した。また、同年二月二十二日には足利將軍の木像の首が晒される事件が起こる。さらに五月二十日、姉小路公知の殺害事件（朔平門外の変）が起こった。堂上自身が標的となったこの事件に衝撃を受けた朝廷は翌二十一日に御所九門の嚴重警備を諸藩に命じ、二十五日に議奏・武家伝奏および国事御用掛・参政・寄人の護衛、¹⁵ 二十七日には唐門前、清所門等の要所警備の勅命が出される。薩摩藩は

御所北西の乾門の警衛を担当したが、藩士が姉小路暗殺の嫌疑を受けたため五月二十九日に松江藩と交代に乾門守衛を免ぜられ、藩士の九門出入りが禁じられた。その後、六月十一日薩摩藩士は御所九門内の往来は許されたものの、乾門の警衛は外されたままであった。¹⁸⁾

八月十八日の政変の際に薩摩藩は九門と御所六門の公家御門等の警衛を会津藩とともにいき、乾門の常時警衛に復帰、長州藩は堺町門の警衛を免ぜられ、京都を離れた。¹⁹⁾近衛家の警衛については『上京日記』により薩摩藩が行っていたことが分かる。

公卿個人への身辺警護については翌文久四年(元治元年)二月十一日に滝川具挙の名前で朝廷に提出された「禁門護衛京都市中其他取締ニ付幕府ヨリ朝廷へノ上申²⁰⁾」の中に関連する記述がある。滞京する諸大名が多く家来が混雑し、かえって取締が行き届かないので大名には形勢をみて帰国を命令すべきとするが、「諸大名之向御警衛御免御帰国相成候得共、関白殿、近衛殿、中川宮等江藩士為警衛入込居候而は、矢張弊害無之とは難申上、去とて警衛被止候儀ニは相成兼候間、従関東為警衛講武所之者一ヶ年交代被仰付、右家々江警衛被仰付」と、これまで諸藩の家来が公卿を警衛をしていることは弊害がないとはいえないので、幕府の講武所の者を交代で警衛につかせると上申している。

文久三年、三月七日に参内した將軍家茂に対し、関白鷹司輔熙は過激攘夷派の要求により、攘夷については幕府に委任するが、その他の国事については諸藩へ朝廷が直接沙汰するという勅書を渡し、「政令二途」の状況となった。すでに幕府に諮らずに朝廷は諸藩に京都警衛を命じていたが、以来、朝廷から直接諸藩へ号令することがなれば公認され、幕府の意に反した勅命が出されることとなる。御所の警衛や、公卿個人へ

の警護なども朝廷が直接諸藩に命じることとなり、前述の滝川具挙の上申書提出後も『上京日記』によれば薩摩藩による近衛家の警護が続いている。

「十月九日〓今日南御門上番として五ツ時分より金丸氏、谷山氏、吉武氏、長氏、植村氏、拙者同道ニ而差越相勤候、翌十日四ツ時穆佐衆江交代引取候、(後略)」

「十月十一日〓今日暮六ツ時分、近衛様御庭方夜廻として加藤半左衛門殿、轟木新之丞殿、長與之進殿、吉武益齋殿、拙者御番所江相詰居候処、誰ぞ老人近衛様御絃官迄罷出候様申来候ニ付、谷山氏被差越候処、今晚夜廻之人数江御酒被成下由ニ而御樽御肴迄相添、番所之様被成下候ニ付、皆々難有頂戴いたし候、左候而式人組合ニ而都合六度夜廻り堅固ニ相勤無異変、明六ツ時引取候事」

「十月十五日〓今日四ツ時分より調練稽古として御屋敷内馬乗馬場ニ而指南方有之、八ツ時分相済罷帰り候事」

「十月十九日〓今日者四ツ時分より調練稽古方として御屋敷お馬乗二稽古方七ツ時分相済罷帰り候事」

○串木野衆は御所六門の南御門(建礼門)の警護、近衛邸の夜間警護を行っている。詰所(番所)が置かれ夜間警衛担当者には近衛家から酒食が与えられた。乗馬の訓練も藩邸で行っており、時に終日に及んだ。

「十月廿二日〓今日者四ツ時分浄福寺之様転宿いたし候事」

○広大な二本松藩邸でも藩士を収容しきれなかったためか、浄福寺へ転宿したとある。

「十月廿三日〓今日四ツ時分より二本松御屋敷之様繰出し相成候得共調練場差支之由にて今二、三日者取止相成候様致承知、直ニ引取候、左候而七ツ半時分より近衛様御方御番所ニ而金丸氏、轟木氏、吉武益齋殿、奥田氏、加藤氏、拙者同道ニ而御番所之様差越相詰居候処、又々近衛様より御樽肴頂戴いたし候事」

○二本松藩邸では調練に差し支えがあつたようである。二、三日調練を取りやめるように達しがあつたようである。

「同廿四日〓今朝六ツ半時分近衛様御方引取浄福寺之様罷帰り候事」

「十月晦日〓今日九ツ時分より御賄料申請方として土橋孝之丞殿同道ニ而御屋敷之様差越、手形所江差越、御蔵両方江御証文相廻候哉之旨相伺候処、相廻り居候段承候ニ付、蔵方之様差越、忝組分惣頭ニ而相請、七ツ半時分罷帰、町田殿所ニ而郷之配分相成候、忝人前忝歩銀五切と忝朱銀壹切、現分百六拾九文ツ、メ分ニシテ八貫五百六拾九文、右十月中御賦として致頂戴候事」

○この日、賄料の申請のため二本松藩邸の手形所へ向かい証文の回覧を確認し、その後蔵方へ行った。その後物主の町田孫一郎から串木野郷の十月分の賦料をもらい受けている。

「十一月三日〓今日南御門番前ニ付五ツ時分より差越相勤候事」

「十一月四日〓今日四ツ時分南御門番交代罷帰候事」

「十一月五日〓今日外出不致候、七ツ半時分より 近衛様御番として差越候、今日晩も御酒御肴致頂戴候事」

「十一月十七日〓今日者五ツ時分より相国寺門番として差越、出水衆江

致交替相勤候事

○十七日に初めて相国寺での警衛の記述が出る。相国寺は京都五山の一つで御所の北方、近衛邸の北にある大寺院である。前述のように薩摩藩は相国寺敷地内の土地を購入し二本松藩邸を造営した。

「十一月十八日〓今日者他組江交替賦候処、代り之衆不被参候故、金丸氏、町田殿御方江被差越、形行之申上候処、間違之儀為有之由故、今日明朝迄者此方より相勤候様為被仰由ニ而矢張我々共相勤候、しかし今日者四ツ過より御屋敷江相撲有之、御先手人数之儀も都而拝見被仰付候ニ付、我々共ニも代り之致拝見候、七ツ半時より首尾能角力相濟候（後略）」

○この日、野元ら串木野衆が警衛の交代の間になつても、次の警備担当者来ず、代表して金丸氏が物主町田孫一郎のところへ確認に行つてゐる。そこで警備担当の割り振りに誤りがあつたため、明朝まで串木野衆が担当することとなつた。またこの日、島津久光は二本松藩邸で諸侯の交流のため相撲見物会を催し、中川宮や近衛忠熙・忠房父子、二条斉敬、松平慶永、伊達宗城らが参会したが、警衛の郷士等にもすべて観戦するように達せられ、野元も観戦している。

「十一月廿三日〓今日七ツ半時分より近衛様御番として御裏御物見之様差越相勤候事」

○この日は近衛邸の警護をしている。

「十一月廿五日〓今日四ツ半時分 貞姫様御上京ニ付中途□警衛土師殿

手一組、町田殿壹組直ニ出立、今日伏見迄差越候様被仰付候ニ付、直ニ出立、伏見迄差越、七ツ時分到着いたし、(中略)夜之五ツ時分乗船いたし、下船いたし候事

「十一月廿六日〓今朝六ツ時分大坂御屋敷之下江着船いたし直ニ御屋敷江差越、(中略)西之宮樽屋新兵衛所江一宿いたし候事、但大坂より西之宮迄五里」

「十一月廿七日〓今日六ツ時半分出立、兵庫芋屋嘉平治所江九ツ時分到着いたし候事、但西之宮より兵庫迄五里」

「十一月廿八日〓(前略)七ツ時半分罷歸り休息いたし居候処、貞姫様御召船逆風ニ而播州室江御着船にて御上陸ニ付守衛として夜白差越候様候様物主方より八ツ時分相達候ニ付、直ニ出立、播州姫路迄凡拾七里程追々七ツ時半分迄差越候処、最早 貞姫様御事同所江御光着ニ付、細高屋伸左衛門所ニ我々共ニ者止宿いたし候事」

「十二月朔日〓今日六ツ時御出立、我々共ニも御供候而差越候処、^(加古)鹿兒川御泊宿迄五里、(後略)」

○前述の島津家と近衛家との婚姻に続いて、加治木島津家出身の貞姫は齊彬、のち久光の養女となり近衛忠房の正室となった。十一月二十五日からの日記では野元らが京都から貞姫の到着した室津まで迎えに行き、十二月二日一ノ谷古戰場、須磨寺、明石城を参詣し、三日兵庫、四日西之宮を通り、五日大坂に到着している。また六日、大坂の住吉大社、天王寺を参詣、七日から十日まで大坂に滞在、十一日に錦小路藩邸に到着、野元良図らは浄福寺に帰った。貞姫の入輿は十二月十八日であった。

「十二月十二日〓今日外出不致候事、尤十一月中御賦料として壹分銀五

切与老朱銀三切錢五拾三文頂戴いたし候事(後略)」

「十二月十七日〓今晚近衛様御番前ニ付七ツ時半分より御物見之様相詰罷居候(後略)」

「十二月十九日〓今日外出不致候、然処金貳朱も此節御姫様守衛として播州迄差越候人数江御褒美として致頂戴候事」

「十二月廿三日〓今日者外出不致候事、金子貳兩三步、右者先達而貞姫様御迎として差越候、御賦料として今日頂戴いたし候事」

○貞姫の入輿について送迎任務の賦料が下されている。

「十二月廿五日〓今日十八日時分より二本松御屋敷之様差越、長崎仙右衛門尉方江見廻いたし候処、折柄在宿ニ而四方山之咄合杯有之候、左候而御示現流稽古之儀相尋候処、先達而より御屋敷お稽古処ニ折角執行方最中ニ而木刀杯も先達而御国許より沢山召寄相成候由、(後略)」

○二本松藩邸に向かい、示現流の訓練について尋ねている。

「文久四年子正月元日〓今日者改服ニ而同組中年頭御礼廻いたし、夫より天満宮江参詣いたし候事」

「正月五日〓今日四ツ時分より示現流稽古初として御屋敷稽古所江差越候(後略)」

「正月九日〓(前略)夫より示現流稽古方として植村氏、拙者同道いたし、御屋敷二番稽古所之様差越、(後略)」

○年が明け、挨拶回りを行い、稽古初めとして示現流の稽古を行っている。

「正月十四日〓今日相国寺御門上番として四ツ時分より差越相勤候事」

「正月十五日〓今日四ツ半時分高岡衆江交代いたし罷帰候、尤今日 將軍様伏見より御上洛被為有候段承及居候得共前件之通運方ニ交代いたし候故、最早間ニ不相逢哉と推察いたし残多くも罷帰り候事」

○十五日には警衛を交代後、將軍家茂が上洛することを聞き、勤務が遅番であるため見物に間に合わず残念がつている。將軍家茂は、前年からの在京諸大名による上洛の催促（国是決定のため）と、孝明天皇による攘夷督促を受け、横浜鎖港の交渉を始めたのち、文久三年十二月二十七日、江戸を出立し、軍艦で翌文久四年一月八日に大坂に上陸、この日入京した。この文久四年（元治元年）一月から三月にかけて、老中など幕府首脳、政務に関わる公家、参与諸侯らによる意見調整や国家の方針を決める会議が行われることとなる。

「正月廿八日〓今日四ツ時分より南於御屋敷、調練稽古方して差越候処、昼八ツ時分相添罷帰候事」

「二月八日〓今日南御屋敷にて調練稽古として差越候、九ツ時分罷帰候」

○この一月から二月にかけて参与諸侯と幕府との間で長州征討について会合があり征長総督に紀州藩主徳川茂承、副将に松平容保が決定、薩摩、加賀、肥後藩など諸藩の加勢の方針が決められていた。²²⁾

「二月十一日〓今日於南御屋敷調練稽古として差越候、九ツ時分罷帰候事」

○正月末から二月にかけて南御屋敷（錦小路藩邸）で調練を行っている。

「二月廿二日〓今日朝六ツ時分凶書様御出立御乗船ニ而下拙共ニも御供船ニ而差越候処、七ツ時分伏見之御着船被為有候、（後略）」

「二月廿三日〓今朝五ツ半伏見御出立、九ツ時分御京着、近衛様御在宿江被入候、左候而御賦并御酒料として老朱銀壹切にも被成下候、夫より我々共ニ者御暇ニ而錦御屋敷隣所此節御取入之所江差越旅宿いたし候事」

○凶書とは久光次男島津久治（宮之城領主）のことで、国元から伏見に着き、二月二十三日に着京して近衛邸へ入った。串木野衆も随行している。

「二月廿七日〓今日五ツ時分調練稽古として差越候処、八ツ時分相濟夫より鹿ヶ谷鉄砲切□差越候、（後略）」

○この日、薩摩藩内では長州征討が内達され、城下士・諸郷士合わせて二五〇〇人に出兵の用意が命ぜられた。長崎丸砲撃事件（前年の文久三年一月二十四日に関門海峡を航行中の薩摩藩が幕府から借用した長崎丸を長州藩が砲撃し、薩摩藩の宇宿彦右衛門ら二十八名が死亡した事件）のあとで出軍希望が多く、漏れた者は大いに落胆し、藩庁はこれは先遣隊だけの人選であると慰撫した。²³⁾

一月末から三月初めにかけて、参与会議（国是会議）では横浜鎖港問題と同時に長州処分問題が議題となっていた。長州藩の使者が前年より入京を嘆願してきたことに対する対応策が話し合われ、二月十一日には長州が三条実美らを連れ帰ったこと、幕府の問罪使を殺害したこと、薩摩藩借用の長崎丸を砲撃したことの罪を問うとして、長州重役を大坂へ呼び出し、三条実美らを差し出すように命じ、命令に従わない場合、長州征討を行うことなどが内達されていた。しかしここまでの議論では朝

廷、幕府ともに「因循」で政治的指導力に欠けた状態であった。⁽²⁾

久光は長州処分に関して意見書を述べており、長州が罪を認めて命令を実行に移せば、戦わずに済むので皇国の大幸であるが、命令に従わなければ、長州を征伐することはやむを得ないとしている。久光、京都詰の藩士に長崎丸砲撃の詳細な情報が入ったのが正月二日で、藩士達は怒りに沸き立つが、久光は公武の裁許を待つようにと在京藩士をなだめている。憤りを感じながらも、公武の議論で長州を処分すべきという考えが窺える。ただし長州の出方によっては戦も考えられ、久光は国元の藩主忠義に宛てて、正月二十五日「殊に長州之暴行増長之向ニ御坐候間、其地之処折角文武研究調練等も無手拔様、精々御指揮有之度奉存候」、二月九日「長之御処置、初り候ハ、戦争ニ至り可申歟も難計候間、其許人気奮発之処、折角無御手拔様奉存候」、三月十一日「何分不用意形勢、(中略)其地文武引立方等、精々無御手拔御指揮可被成候」と、国元においても抜かりなく調練に励むよう書き送っている。⁽³⁾

「三月七日」今日五ツ時分より二本松御屋敷ニおいて調練稽古として差越候、九ツ時分相済罷帰候処、能折節 將軍様御参裏有之候故、烏丸通ニ而暫ク拝見いたし罷帰り候事」
○この日、二本松藩邸で調練に参加して帰る途中、將軍家茂が参内するとのことで、烏丸通りで行列を見物した。

「三月十日」今朝物主衆江見廻いたし候事、此節守衛人数江武藝出精いたし候人有之候ハ、相調、物主御方江書出候様并ニ鉄砲玉目少き方者国許より御取寄被成下(後略)」

○この日、物主衆よりこの度の守衛で武芸に精進した人物がいたら報告

せよとの達しがある。また、鉄砲玉が少なくなった者は国元より取り寄せるとの達しもあった。

「三月十六日」今日二本松於御屋敷調練稽古有之、九ツ時分相済御帰り候事」

「三月十七日」今日より南御門上番として吉武氏、肝付氏、拙者三人差越相勤候事」

「三月廿五日」今日四ツ時分より植村氏同道いたし御屋敷稽古所江着九ツ時分相済、(後略)」

「三月廿七日」今日九ツ時分より劔術為稽古御屋敷(後略)」

「三月廿九日」(前略) 今日者諸郷六組調練 御上覧有之(後略)」

「三月晦日」今日者南御門番として(後略)」

○三月中旬から下旬にかけて二本松屋敷にて調練、南御門の警衛、劔術稽古を行い二十九日には上覧のもとで諸郷六組合同の調練を行っている。

「四月六日」今日岡崎於御屋敷調練稽古ニ付差越候処、御軍賦衆競大殿 壹人出有之(後略)」

○初めて岡崎藩邸の記述が出てくる。薩摩藩は新たな調練所として岡崎村に藩邸を建造し、調練を行った。

「四月七日」今日四ツ時分示現流稽古として植村氏同道二本松御屋敷江差越候処、(後略)」

「四月九日」今日者岡崎於鉄砲場ニ鉄砲的打有之四ツ半時分より差越候処御城下人数式組外城ニ者出水一組此方より一組ニ而八ツ半時分相済罷

帰候事」

○「鉄砲的打」とは、射撃訓練である。城下士から二組、郷士は出水から一組、串木野から一組、参加している。

「四月十日」金子五両右者此節 少々様御下国ニ付滞京被仰付候、守衛人数難洪十之段被上聞召、別段之御取訳を以本行之通被成下候段半承知、難有頂戴いたし候事」

○四月三日から久光が帰国を朝廷に願ひ出ており、八日に許可されている。そして、久光は次男図書久治を残し鹿児島へ帰国することとなる。

四月九日、朝廷は非常時の参内について、宮家、摂家、堂上などは建春門から、諸藩主は宜秋門からと定め、同時に御所九門内外警備の部署も再び定め、薩摩藩は引き続き、乾門を守衛した。

「四月十一日」今日朝時分より例之通岡崎ニおひて訓練稽古有之、九ツ時分相済罷帰候事、(後略)」

「四月十六日」今日者祇園御堅として国分、大口、串木野、式拾式人差越相勤居候処、幕府より御堅メ可相成候間、早々引取候様物主方より問合相達候ニ付七ツ半時分罷帰候事」

○この日は祇園の守衛として国分、大口、串木野の計二十二人が参加していたが、幕府が守衛することと、引き取るよう物主より命令が来た。

「四月十八日」今日者 中将様御事御発駕ニ付御暇乞として四条寺町迄罷出候事」

○久光が京を離れるため、その暇乞いに参列している。

「四月廿一日」今日六ツ時分御屋敷内ニ而訓練稽古方へ差越候処、六ツ半時分相済候、夫より御式台御御番として長氏拙者兩人差越相勤居候事」

「四月廿六日」今朝訓練稽古方へ出會、内々ニ候事」

「四月廿八日」今日八ツ時分より示現流稽古江致出會候事」

「四月廿九日」今日者五ツ時分より乾御門番として差越相勤候事」

「五月朔日」今朝五ツ半時分、阿久根衆江交代いたし罷帰り候、夫より示現流稽古方江出會いたし候、(後略)」

○四月下旬から連日のように訓練、示現流稽古が続いている。国元の薩摩でも四月五日に訓練場において長州征討出軍のための操練が催されている。

「五月七日」今日者七ツ時分より中川宮様御番として奥田氏同道ニ而差越相勤候、外ニ相番国分より二人帖佐より老人、都合五人、尤も夜飯酒出ル」

○この日中川宮の守衛として、国分、帖佐の計五人で参加している。

「五月十日」今日者惣人数ニ而於岡崎ニ訓練有之候、下拙ニハ谷山氏同道ニ而御式台御番として差越御勤候」

○この日は岡崎にて大規模な訓練が行われた。

「五月十一日」今朝六ツ半時分御番、出水衆江交代いたし引取候、尤も今日も昨日同断訓練ニ付直ニ岡崎之様差越、訓練相勤候、鎧武者段々有之候、阿久根組之儀者物主初戦兵迄都而甲冑帯之候、左候而九ツ時分首